

## 石川県なりわい再建資金利子補給補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震等により被害を受けた県内中小企業者等の復旧・復興を支援するため、予算の範囲内において、なりわい再建資金利子補給補助金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、石川県補助金等交付規則（昭和34年7月20日規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「令和6年能登半島地震等」とは、令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）により指定された特定非常災害及び石川県が災害救助法施行令第1条第1項第4号により適用を決定した6市町において令和6年9月21日から23日にかけて発生した令和6年能登半島地震との関連性の高い災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」及び第3項に規定する「小規模企業者」をいう。

### (交付対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、石川県なりわい再建支援補助金（以下「なりわい再建支援補助金」という。）の交付確定を受けた中小企業者等のうち、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が行う特別貸付を受けたものとする。

### (特別貸付)

第4条 前条に規定する「特別貸付」は、公庫が行う「令和6年能登半島地震特別貸付（国民生活事業）」及び「令和6年能登半島地震特別貸付（中小企業事業）」をいう。

(交付対象経費)

第5条 利子補給金の額は、毎年2月1日（要綱制定初年については1月1日）から翌年1月31日までの間に支払った約定利子額（遅延損害金は除く。）に、特別貸付の借入額に対するなりわい再建支援補助金交付確定額に対応する自己負担額の割合（10分の10を上限とする。）を乗じた額とする。ただし、特段の事情があると石川県知事（以下「知事」という。）が認める場合については、この限りでない。

2 受給資格者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。

(交付対象期間)

第6条 利子補給金を交付する期間は、特別貸付の開始から最大3年間とする。

(交付の申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする受給資格者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼請求書（1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。ただし、2回目以降の交付申請においては、交付申請書兼請求書（1号様式）に替えて、交付申請書兼請求書（2号様式）を提出することとし、次の書類は不要とする。

- 一 なりわい再建支援補助金に係る交付確定通知書の写し
- 二 特別貸付に係る金銭消費貸借契約書の写し
- 三 誓約書（3号様式）
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の提出期限は毎年1月20日までとする。

3 知事は、交付請求額の確認のため、公庫に対して、前項で規定する期間までに申請者から受け付けた利子補給金に係る受取利子額証明書発行依頼書（4号様式）を送付するものとし、これを受け付けた公庫は、知事に対して受取利子額証明書（5号様式）を提出するものとする。なお、各書面の提出期限は知事と公庫で協議を行ったうえで設定するものとする。

4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(交付の決定及び確定)

第8条 知事は、前条第1項により申請者から提出された交付申請書兼請求書等及び同第3項により公庫から提出された受取利子額証明書について内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び確定通知書（6号様式）により申請者に通知するとともに、交付決定及び確定額一覧表（7号様式）により公庫に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第9条 知事は、前条の交付決定及び確定の通知後、速やかに申請者に対して利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の返還等)

第10条 知事は、申請者が、次のいずれかに該当する場合は、利子補給金の全部又は一部について、これを交付せず、既に利子補給金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- 一 虚偽の申請を行ったとき
- 二 特別貸付を借入れの目的以外の目的に使用したとき
- 三 特別貸付について、繰上償還又は期限の利益喪失がなされたとき
- 四 石川県補助金等交付規則、この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき
- 五 その他知事が特に必要と認めるとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。